

会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正（案）について

<地域福祉課>

1 趣旨・背景

生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が令和5年度より本格導入されることとなったことに伴い、生活保護受給者の個人番号を利用することが必要となります。

生活保護法に基づく事務については、番号法において規定されているため個人番号を利用することができますが、外国人の保護については、生活保護法に準じる事務となっていることから、番号法の適用対象外であり、外国人の個人番号を利用するためには、地方公共団体が独自に条例で定める必要があります。

そのため、本市における外国人の生活保護に関する事務について、一般国民に対する事務手続きとの整合性を図り、個人番号の利用を可能とするために、会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正するものです。

※保護の対象となる外国人

適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない「永住者」、「定住者」等の在留資格を有する外国人

2 改正内容

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置による外国人の保護に関する事務」を独自利用事務として位置付けるものです。

<参考1：外国人の保護>

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）」

生活保護法第1条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行うこと。

<参考2：個人番号の利用について>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）において、個人番号を利用することができるのは、番号法に規定された事務のみとなっていますが、番号法第9条第2項の規定において、各地方公共団体が独自に社会保障・地方税・防災に類する事務として条例で定めることにより、法定事務以外でも独自利用事務として個人番号を利用することが認められています。

3 施行日（予定）

令和5年4月1日

4 改正後の事務手続きの変更点

生活保護受給者並びに生活保護法に準じて保護を受けている外国人が医療機関を受診する際には、福祉事務所が発行する医療券により医療機関等において資格確認を行っていましたが、個人番号によるオンライン資格確認が導入されることで、マイナンバーカードのみで資格確認が可能となるため、医療券等の発行が不要となります。